

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-6
許認可等の種類	計量証明事業の登録			
根拠法令条例等・条項	計量法第107条、第108条			
許認可等の概要	計量証明事業の適正を確保するための登録			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第109条 都道府県知事は、第107条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 前条第5号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。)を行なうものであること。</p> <p>三 当該事業が第121条の2に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合にあっては、同条の認定を受けていること。</p> <p>○計量法第108条第5号 イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士 ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者</p> <p>○計量法施行規則第41条(登録の基準)</p> <p>○計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準 (平成5年通商産業省告示第549号)</p>			
基準の制定根拠	一			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	50日			
期間の制定根拠	一			